

(5) 山梨県甲府市

事例9 地域包括支援センター受託法人の協働による保険者との連携強化

(5) 山梨県甲府市（委託）

事例9 地域包括支援センター受託法人の協働による保険者との連携強化

【保険者名】	山梨県甲府市
【地域包括支援センター名】	山梨県甲府市地域包括支援センターきょうりつ

1) 概要

甲府市は平成17年度に合併（1市1町1村）し、山梨県内の保険者で地域包括支援センターを委託しているのは甲府市のみで、他の保険者はすべて直営である。

平成17年度まで在宅介護支援センター（基幹型1ヶ所（直営）および地域型8ヶ所（いずれも委託））が設置され、基幹型の在宅介護支援センターを母体として保険者内に「介護支援情報センター」を設置し、10ヶ所の地域包括支援センターを統括管理している。

■甲府市

人口	194,244人	
高齢化率	22.2%	
地域包括支援センター数及び 運営形態等	直営	－
	委託（法人数）	10ヶ所（9法人）※うち1法人は社協

■甲府市地域包括支援センターきょうりつ

運営形態	委託	
圏域人口	12,107人	
圏域高齢化率	33%	
職員数	保健師等	1人
	社会福祉士	2人
	主任介護支援専門員	1人
	その他	－

2) 事例の内容

(ア) 背景・経緯

地域包括支援センターの受託法人の多くは従来、在宅介護支援センターを受託しており、平成18年度の地域包括支援センターの制度が施行の際には、より地域住民のニーズに即した地域ケア体制の拠点となるべく必要な準備をしていたが、保険者側の財政措置や制度面等での対応と受託法人側のニーズ、両者の事業方針において合致していない点があり、当初段階では、地域包括支援センター間での方針や対応に差異を生じさせる結果となった。

(イ) 取組みの内容

上記のような背景から、それぞれの地域包括支援センターが単独で保険者と協議・交渉や要望書の提出等を行っていた。

地域包括支援センターの受託法人（当初は10法人）が、相互に情報交換を図る中で、地域包括支援センターの事業の地域間格差解消を図るためにも、受託法人が一体となっていく必要があるとの機運が高まった。

平成18年4月には、受託法人が一体となって（連名によって）、保険者に対して地域包括支援センター事業に関する要望書を提出する運びとなった。

＜主な要望事項＞

- ・地域包括支援センターに関する事業方針について
- ・地域包括支援センター運営に関する財政的措置について
（人件費・経費等）
- ・地域包括支援センター設置のために必要な資産について
（情報システム・備品等）
- ・保険者と受託法人による情報交換・協議の場の設定について

受託法人も地域包括支援センターとしての事業・業務を地域住民のためにより良くしていくために、法人間で協働することが可能となった。

保険者にとっても、地域包括支援センター事業を効果的に実施することは共通の目標であり、保険者側も受託法人と歩調を合わせる形で共通の目標を目指して、地域包括支援センター事業を推進していく契機となった。

受託法人側も保険者に要望するだけにとどまらず、全地域包括支援センター共通の書式（資料1）によって、業務実績を保険者に毎月報告しており、受託法人と保険者間で情報共有が図られている（相談については件数に加えて相談概要、予防プランの内容も情報共有している）。

必要な報告内容・情報は、保険者内（介護支援情報センター）にてサーバーを設置して一元管理している（各地域包括支援センターには、このサーバーとネットワーク化されたクライアントを設置している）。

その後も、必要に応じて、受託法人一体での保険者への要望書提出、受託法人間での定例的な会合の開催等を行ってきたが、受託法人間の連携、受託法人と保険者との連携を通じて、以下の組織が形成され、甲府市全域での地域包括支援センターの事業推進に貢献している。

	参加メンバー	概要
三職種部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者（介護支援情報センター職員） ・ 全地域包括支援センター職員（保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三職種別に毎月1回～2回開催。 ・ 職種別の業務上の課題、支援困難事例等について情報交換・協議を行い、課題解決の方向性を議論する。
センター長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者（介護支援情報センター職員） ・ 全地域包括支援センター職員（代表者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に2回開催。 ・ 地域包括支援センターにかかわる事業方針、保険者と受託法人との役割分担等を議論する。

(ウ) 取組みの効果

地域包括支援センターの制度開始前後においては、保険者と受託法人とで調和の取れた体制を維持・確保できていなかった部分もあるが、保険者と受託法人とで協議・検討を繰り返すことで、相互に地域包括支援センターの課題を理解し、将来目標を共有することができた。

受託法人から保険者への働きかけと保険者による理解・対応を通じて、地域包括支援センターの運営に必要となる事業委託費の増額等も図られた。

受託法人も個々の法人としてだけでなく、甲府市全体のことを鑑みて地域包括支援センターのあるべき姿を描いていたことから、受託法人同士の協力・連携を図ることができ、その結果、保険者とも課題・目標共有を図ることができている。

保険者と受託法人、受託法人同士の互恵的な関係を構築することで、地域包括支援センターの現場職員の動機づけにも寄与しており、特に三職種部会は、定期的かつ頻繁に開催されており、若手職員のスキルアップの場ともなるなど、有効に機能している。

地域包括支援センターを委託により実施している保険者においては、保険者と受託法人との連携を図ることも重要であるが、受託法人同士の一体感を醸成するような働きかけも必要と考えられる。

資料1 地域包括支援センター実績報告(様式)

地域包括支援センター実績報告

平成 年 月 日現在

センター名 北見福祉支援センター

代表者名

【業務別延べ件数(介護予防給付以外の活動)】

業務別	期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
介護予防ケアマネジメント立案															
個別支援	全体的 総合相談 (電話対応等、匿名者・本人以外への対応含む)														
	個別訪問														
	居宅訪問 見守り														
	電話相談														
ケアマネジメント支援															
地域ケアネットワークの開設															
市町村社会福祉協議会の開設															
地域・組織間との会議出席															
関係者への 間接的支援	全体的・個別的ケアマネジメント支援 その他(ワークショップ等)による事業立案														

月報にカウントしていただいている「総合相談」につきまして内訳をお願いします。
総合相談業務の内容内訳について

H20年度 甲府市地域包括支援センター(きょうりつ) のべ数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
高齢者福祉													
障害者福祉													
生活													
医療													
介護													
精神													
その他													
計													

*一人の方で複合した相談があった場合、該当するものをすべてにカウントする。
 † 計が日報の総合相談と一致しなくてよい